介護保險

お問合せ 福祉介護課介護保険係

金属保険と「所得税の確定申告」 および「防県民税の申告」

介護保険料や、介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、「所得税の確定申告」および「村県民税の申告」の際に所得控除の対象となります。控除の種類、申告に必要な書類等は次のとおりです。

●介護保険料(1月~12月の1年間分)は、「社会保険料控除」に!

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

- ・普通徴収(窓口支払い・口座振替)によってお支払いいただいた介護保険料については、領収書(口座振替の方は、役場収納課にて証明書を無料で発行します)。
- ・特別徴収(年金天引き)によってお支払いいただいた介護保険料については、年金の源泉徴収票(1月下旬に日本年金機構または共済組合から送付されます)。

●要介護認定による障がい者認定で、「障害者控除」を!

身体障害者手帳・知的障害者手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障がい者(重度)に準ずる 高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、**介護保険用の「主治医意見書」**により、障が い者控除を受けるための**認定書**を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

●おむつ代金は、「医療費控除」に!

おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」を領収書とともに提出することにより、医療費控除の対象となります。なお、次のすべての要件に該当する方については、村が発行する「確認書(無料)」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(認定期間が13カ月以上の人は当該年またはその前年)であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「(寝たきり度)が『B1、B2、C1またはC2』」と記載されていて、なおかつ「尿失禁の発生可能性が『あり』」であること。

●介護保険サービス利用料も、「**医療費控除」**に!

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の**領収書**が必要になります。

対象となるサービス		医療費控除の対象になる額
居宅サービス	①居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(介護老人保健施設または介護療養型医療施設でのショートステイ)	自己負担額(介護サービス費用の1割)滞在費(居住費)および食費の全額
	②訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介 護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生 活介護(ショートステイ)	・①のサービスと併せて利用した場合、 自己負担額(介護サービス費用の1割) ・滞在費(居住費)および食費は <mark>対象外</mark>
施設サービス	介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養病床等)	・自己負担額(介護サービス費用の1割) ・滞在費(居住費)および食費の全額
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	・自己負担額(介護サービス費用の1割) の2分の1 ・滞在費(居住費)および食費の2分の1

- ※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象から除かれます。
- ※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。